

1 求人受理及び推薦・採用選考等の開始期日一覧表

2025年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとなります。

(1) 新規大学等卒業予定者の取扱い

(大学・短大・高専・専修・専科(高卒2年課程)・職業能力開発施設(高卒2年訓練課程)(※1))

	求人受理	求人展示・公開	企業説明会	ハローワーク紹介 学校推薦 採用選考	就職面接会	採用内定
職業安定 機関取扱い	2月1日～	4月1日～	-	6月1日～	求人状況等 地域の実情に 応じて開催	10月1日～
大学側申合せ (P4参照)	自主的判断	自主的判断	3月1日～	6月1日～	-	10月1日～

(2) 新規中学校・高等学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設修了予定者の取扱い

	求人申込先	求人受理 開始期日	求人返戻 開始期日	求人連絡 開始期日	学校訪問 開始期日	文書募集日 開始期日 (※3)	推薦(紹介) 開始期日	採用選考 開始期日
中学校	ハローワーク	6月1日～	-	7月1日～	7月1日～	行えない	1月1日～	1月1日～
高等学校	ハローワーク	6月1日～	7月1日～	7月1日～	7月1日～	7月1日～	9月5日～	9月16日～
公共職業能力 開発施設 (高卒2年訓練 課程除く) (※1)	ハローワーク (※2)	訓練修了日 6ヶ月前～	-	-	-	-	訓練修了日 1ヶ月前～	訓練修了日 1ヶ月前～

※1 「高卒2年訓練課程」とは、高卒者を対象とする2年以上の普通課程の普通職業訓練（峡南高等技術専門校：自動車整備科）、応用課程・専門課程の高度職業訓練（山梨県立産業技術短期大学校）又は長期課程・研究課程・応用課程の指導員訓練のことをいい、その取扱いは、新規大学等卒業予定者に準じた取扱いとなります。また、専科（高卒2年課程）についても、新規大学等卒業予定者に準じた取扱いとなります。

※2 ハローワークのほか、「学校等が行う無料職業紹介事業」を行っている公共職業能力開発施設に求人申込みを行うことができます。

※3 文書募集とは、新聞・求人情報誌・ビラ等による労働者の募集のことです。（ハローワークにおいて確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。）

注 意

各学歴（中学校を除く）における卒業（修了）者の就業開始については、卒業（修了）式の翌日以降となります。なお、中学校卒業者の就業開始については、卒業後の4月1日以降となります。（詳細については、P34を参照）

2 求人申込みの際の留意事項

- (1) 求人条件が、労働基準法などの法令に違反していないか、再度、ご確認をお願いします。
なお、法令に違反している求人については受理できませんのでご注意ください。
- (2) 求人取消や求人数の削減等は、学校における進路指導や本人の就職活動に大きな混乱を生じさせることとなりますので、求人申込み及び求人数の決定に当たっては、将来を見据えた的確な採用計画に基づいて行うようお願いします。
なお、やむを得ず求人取消や求人数の削減等を行う場合は、事前に求人申込みを行ったハローワークに通知する必要があります。
- (3) 学校や身体条件等で不合理に応募機会の制約をせず、本人の適性・能力に基準をおいて、幅広く学生・生徒に応募機会を与えるようお願いします。

3 求人活動のルール

- (1) **新規大学等卒業予定者**
新規大学等卒業予定者の採用・就職活動については、大学等側は「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」〔P4～P9参照〕を定め、それを尊重した採用活動・就職の取扱いを行うこととしておりますので、申合せに沿った求人活動をお願いします。
- (2) **新規中学校・高等学校卒業予定者**
 - ① 推薦（紹介）・採用選考期日の遵守
推薦（紹介）・採用選考期日は、「求人受理及び推薦・採用選考等の開始期日一覧表（P1参照）」の期日を遵守してください。なお、積雪地等の道県については取扱いが異なりますので、管轄のハローワークにお尋ねください。
また、「新規高等学校卒業者に係る就職について（申合せ）」〔P23参照〕により山梨県における複数応募・推薦の取扱い等が定められておりますのでご承知おきください。
 - ② 家庭訪問の禁止
求人者又はその委託を受けた者が、求人活動のために直接家庭を訪問することは禁止されています。
 - ③ 学校訪問の制限
求人活動のための学校訪問については、原則、ハローワークにおいて確認を受けた求人票により学校に求人申込みをした日（早くても7月1日）以降に行うこととなります。
ただし、学校の事前の了解のもとであれば、ハローワークに求人申込みをした日から行うことができます。
 - ④ 利益供与の禁止
求人者又はその委託を受けた者が、保護者その他の関係者に金品又は利便の供与を行うことは禁止されています。
 - ⑤ 職場見学
職場見学は、生徒が事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資することを目的としているため、求人者は、職場見学の場において、生徒本人の状況等を聴取したり、応募書類やそれに類する書類の提出を求めるなど、早期採用選考に当たる行為のないようお願いします。
 - ⑥ 縁故募集
縁故就職は、雇用条件が不明確になりがちであり、就職後、雇用条件を巡るトラブルに発展するケースも見受けられますので、ハローワークへの求人申込みをお願いします。